

職員の懲戒処分等について

令和7年3月18日

総務部

令和7年3月18日付けで、関係職員の懲戒処分等を行ったので発表します。

1 事案の概要

令和6年度に実施した通勤手当（交通機関利用者）現況調査により、通勤手当の受給要件を満たしていることが確認できない期間が発覚した。

2 対象職員

(1) 懲戒処分（戒告）

- ① 所属等
総合政策部 次長職 事務職員 50代
- ② 所属等
総合政策部 課長職 事務職員 50代
- ③ 所属等
税務部 一般職 事務職員 20代
- ④ 所属等
観光スポーツ部 一般職 事務職員 30代
- ⑤ 所属等
土木部 一般職 技術職員 30代

(2) 服務指導上の措置（訓告）

7人